

Forvis Mazars in Japan Payroll Newsletter: July – September 2026

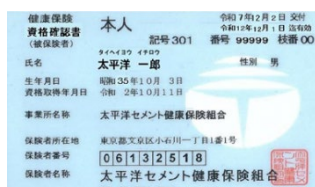
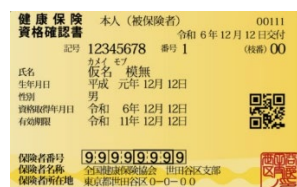
退職時の回収物に関して

退職手続きの際に、回収が必要なもの、不要なものを今一度ご案内させていただきます。

【回収が必要なもの】

- 資格確認書（有効期限内のもの）

医療機関受診時に使用される正式な証明書であり、退職後は使用できなくなるため、回収が必要です。



※お持ちの方のみ。マイナ保険証をお持ちの方や、資格確認書の交付を希望されていない方には発行されていません。

※画像はイメージです。加入している健康保険の種類により色や様式は異なりますので、資格確認書の記載があることをご確認ください。

【回収が不要なもの】

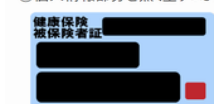
- 健康保険証（令和7年12月2日以降回収不要）
- 資格情報のお知らせ

これらは個人の情報確認を目的としたものであり、会社への返却は不要です。個人情報にご留意のうえ、ご自身で破棄をお願いいたします。

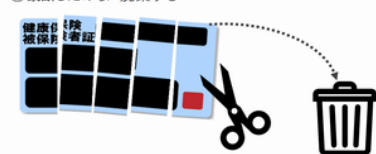


<廃棄例>

①個人情報部分を黒く塗りつぶす



②裁断したのちに廃棄する



参照：

[令和7年12月1日をもって、健康保険証が使用できなくなります | 令和07年11月 | お知らせ | 協会けんぽ](#)

被扶養者認定の見直しについて

2026年4月から、健康保険の被扶養者認定における収入の判定方法が変更されました。

今回の改正は、「130万円の壁」の撤廃ではなく、判断方法を**実績ベース**から**契約ベース**へ変更するものです。

[日本年金機構HP](#)

これまでの認定では、過去の収入や残業を含めた実績などをとて「今後1年間の収入見込み」で判断していました。

しかし、2026年4月以降は、**労働契約で定められた勤務条件（賃金や労働時間など）に基づいて判定**されます。これらの条件から算出される年間収入が基準となり、**契約上の年収が130万円未満であれば原則として扶養対象となります**。

今回の見直しにより、「**繁忙期や残業代だけで収入が増えて扶養を外れる**」といったケースが緩和されます。

一方で、労働契約の内容そのものが扶養判定の根拠になるため、契約の作成・管理がこれまで以上に重要になります。

下記5点にご注意ください。

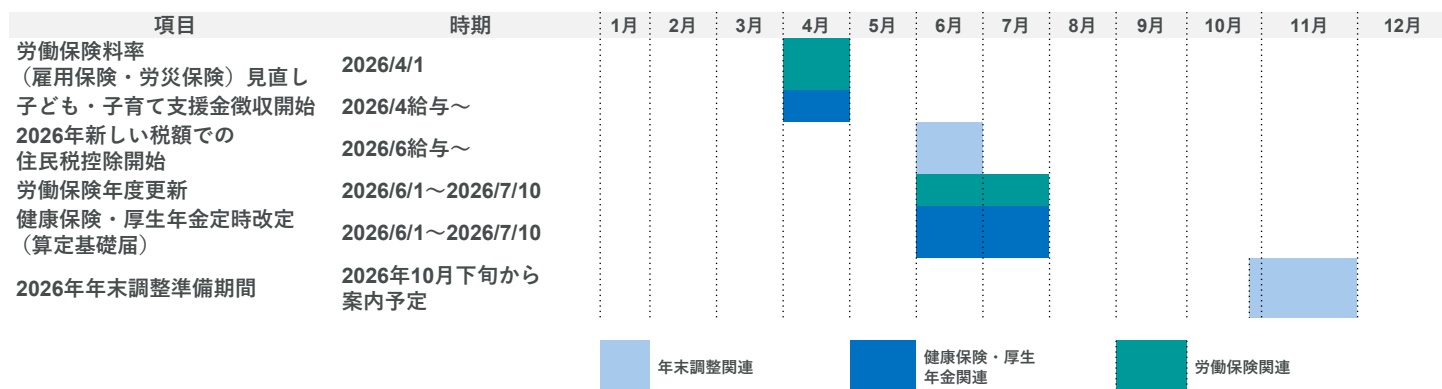
- 130万円基準は変更ありません。
- 書類上の内容と実際の働き方が違う場合、扶養に入れないことがあります。
- 労働契約の内容がわかる書類の提出をお願いする場合があります。
- 労働条件（勤務時間や給与など）が変わった場合は、再度扶養に該当するか適宜社内でご確認ください。判断が難しい場合はForvis Mazars Japanへご確認ください。
- 給与以外の収入もこれまで通り含めて判断されます。（例：諸手当および賞与等）。

項目	～2026年3月まで	2026年4月以降
判定方法	収入の実績・見込みで判断	契約（働き方の条件）で判断
年収判定基準	見込み年収130万未満	契約年収130万未満
判断の基準	今後1年間の収入見込み	契約内容から見込まれる年間収入
判定の安定性	一時的な収入変動の影響あり	一時的な収入変動の影響が緩和

Forvis Mazars in Japan

Payroll Newsletter: July – September 2026

2026年 年間スケジュール



APAC Payroll Essentials 2026 (APAC各国のペイロールガイドブック)

アジア太平洋地域における給与業務の効率化および法令遵守を支援するために作成された「APAC Payroll Essentials 2026」ガイドブックの最新版がリリースされました。

本ガイドブックでは、各国・地域ごとに以下の内容を網羅的に解説しています：

- ・ 各国・地域の基本情報
- ・ 必要な登録手続き
- ・ 就労ビザ要件
- ・ 雇用契約および社内ポリシー
- ・ 入社時の対応事項
- ・ 報酬、給与および各種手当
- ・ 社会保険・退職制度
- ・ 雇用終了時の対応

ガイドブックはこちらからダウンロードいただけます：

[APAC Payroll Essentials 2026](#)

Contact:

ご不明点や追加情報のご要望がございましたら、Forvis Mazars in Japan の担当チームまでお問い合わせください。